

高病原性鳥インフルエンザの 「特定症状」の届出について

家畜伝染病予防法の改正により、農林水産大臣が指定する症状「特定症状」が告示され、10月1日から施行されました。

鳥インフルエンザを疑う下記の症状を呈している家きんを発見した場合、**獣医師・家畜の所有者**は都道府県へ届出をする必要があります。下記の症状に注意して**毎日の観察を行い、発見の際は速やかに当所に通報して下さい。**

対象家きん：鶏（チャボ・烏骨鶏等含む）・あひる（アイガモ含む）・うずら・
きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

●高病原性鳥インフルエンザの「特定症状」

①同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。

※ ただし、設備の故障、急激な気温の変化、火災、風水害等の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。⇒**当所で確認しますので、必ずその都度、連絡してください。**

②特定の検査でA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

鳥インフルエンザの症状とは？（参考）



▼顔・とさかの腫れ



▼脚の腫れや出血



▼とさかの壊死・肉垂のチアノーゼ

▼咳・くしゃみ等の呼吸器症状

▼死亡羽数の増加

▼神経症状（嗜眠、沈うつ）

▼弱毒型は、わずかな変化のみ示したり、急性の場合は症状を示さず死亡する場合もある。

京都府丹後家畜保健衛生所

京都府与謝郡与謝野町字下山田616

TEL：0772（43）1125（休日、夜間転送）

FAX：0772（43）1124